

【コラム2】丹波上林・君尾山と丹後祖母谷組の山林資源と利用

東昇

はじめに

近世丹波国何鹿郡上林と丹後国加佐郡祖母谷組は、国境沿いに隣接しており、山林資源をめぐり利用、争論など多様な関係を築いた（図1）。現在、舞鶴市郷土資料館、舞鶴地方史研究会と共同で整理中の大庄屋木船衛門家文書（京都府立丹後郷土資料館寄託）のなかから、天保期の関連文書を紹介する。近世田辺藩は加佐郡の大部分を領していたが、領内を8人の大庄屋の組に区分しており、木船衛門は祖母谷組11村を管轄していた（『舞鶴市史』上近世、1993年、871～873頁）。今回対象とする史料は「大庄屋役前他国掛合状」として袋にまとめられたものである（木船家文書（以下同）14-360～400）。この袋には「丹波水梨・一ノ瀬・辻村・丹後常村・木下村争論、天保四癸巳年四月十五日至七月七日迄」「小浜大手先橋板一件書付、天保十二辛丑年四月ヨリ六月迄」と記され、二つの案件の文書が含まれる。それは、木船衛門が大庄屋として天保期に関わった、丹波との争論と小浜大手橋の材木輸送に関する一件であり、いずれも丹波上林が対象地となっている。この二つの事例から丹波上林・君尾山と丹後祖母谷組の山林資源と利用の実態をみていくたい。

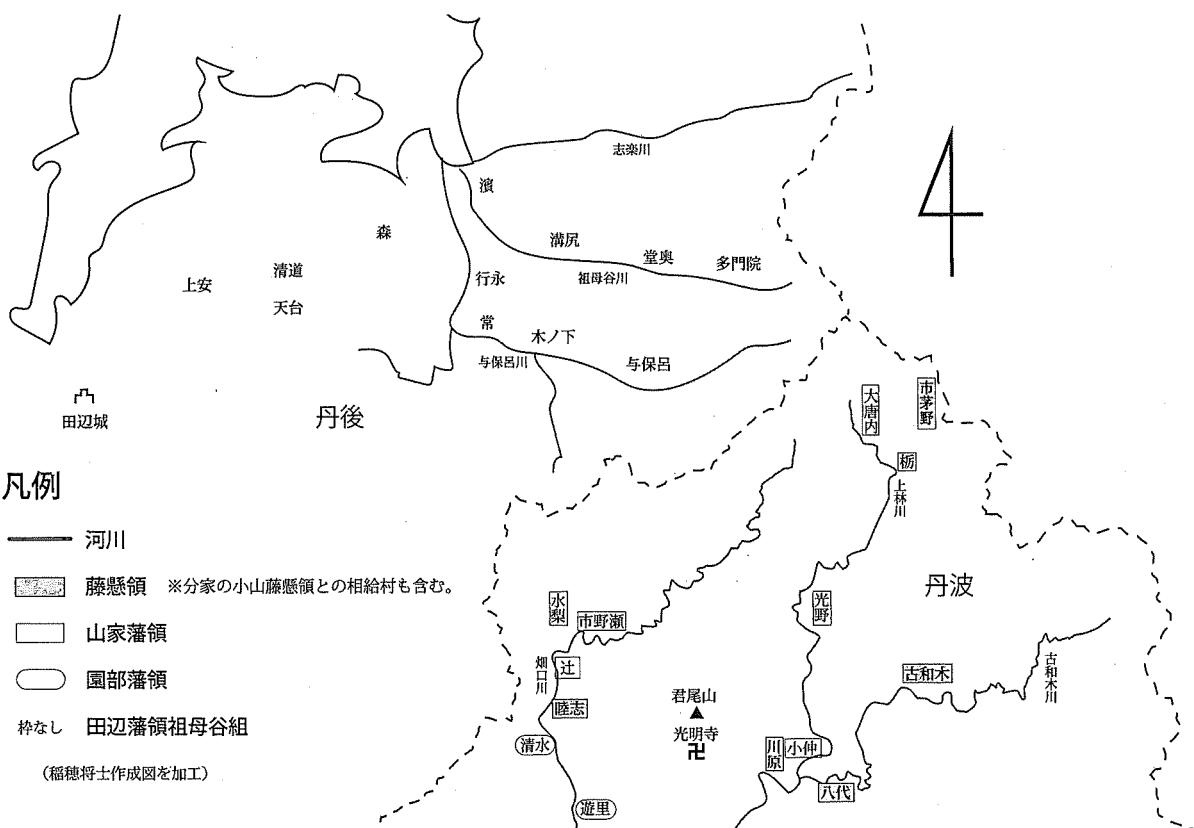


図1 丹波上林・丹後祖母谷組関係図

1. 天保 12 年小浜大手橋の材木輸送

天保 12 年（1841）3 月 11 日、田辺城下町の惣年寄逸見与一左衛門から大庄屋木船衛門へ書状が届いた。逸見は縁者である小浜の木谷武兵衛の依頼として、若狭小浜城下の大手橋の材木御用について木船に相談している（14-388）。木谷は大手橋普請のため、藩から御用材木の調達を命じられ、丹波上林君尾山の由利（遊里）村林蔵へ掛け合っていた。この大手橋は、急普請なので材木を 3 月、4 月それぞれ半分づつ、小浜へ送ることになったが、祖母谷組与保呂村の雇人足の手配がうまくゆかず、御用に影響すると木谷は心配した。そこで、木船へ人足手配を依頼したい、人足の賃銭は 2 叉 5 分と定め、委細は林蔵から聞いて欲しいという内容であった。

この依頼に対する返事はないが、書状と同じ袋「小浜大手橋板一件書付」の一括文書群から、その後の状況が判明する（14-388～392）。まず材木輸送として、「百九十二ばん」「三四二 七寸六分」と番号・寸法が記された、「常村六人様」と各村の人数宛の文書綴がある（14-390）。各文書には「君尾山」、「人そく」とあり、「丹州田辺濱邑炭與」と「丹波上林ユリ福傳」・「丹州上林遊里傳」の印が捺されている。また 4 月 18 日、上安庄村屋から木船宛の「口上之覚」には、丹波君尾行の人足 10 人ある。

この綴から、まず大庄屋木船が祖母谷組各村の庄屋へ依頼し人足を集めた。そして人足が君尾山から田辺へ材木を輸送し、各材木は番号と寸法で管理された。上林由利村の福傳が送出、田辺濱村の炭與が受取となり確認した記録と思われる。このようにして濱村に集積した材木は、船着から海上経由で小浜へ送られたと考えられる（『舞鶴市史』上近世、1065 頁）。この炭與は屋号から近隣の材木や薪炭を扱う商人であった可能性がある。

この材木輸送記録と対応する文書が、天保 12 年 5 月木谷から木船宛の「覚」（14-392）であり、祖母谷組の 12ヶ村分（常・奥与保呂・多門院・溝尻・森・堂奥・濱・行永・上安・清道・天台・木下）の情報が記される（表 1）。各村には「常村六人、弐本、弐尺壱寸壱歩、此酒料拾弐匁六分六厘」と、村名・人数・本数・寸法・酒料が記される（表 1）。先ほどの輸送記録を合計した各村の人足と輸送本数、合計寸法と一致する。この寸法には「但山才為壱分五厘宛」等とあり、山（君尾山）1 分 5 厘（常～行永の 8 村）、虫（睦志）9 厘（上安～木下の 4 村）と運送場所で区分し、これを掛けた合計が酒料となっている。全体では人足 100 人、寸法 4 丈 8 寸、酒料は 216 匹 9 分 3 厘となり、木谷が木船に対して人足に渡して欲しいと依頼している。

この酒料は、「覚」（14-391）によると、5 月 22 日上林由里村林蔵より 19 匹、6 月 4 日大庄屋久左衛門より 130 匹 2 分を受け取った銀から支払われている。この久左衛門から木船宛の 5 月「君尾山杉材木運人足代之覚」には、佐波賀・平・赤野ほか 14ヶ村の人足が書き上げられる（14-389）。この 14ヶ村は祖母谷組の北に位置する大浦組の村々である。人足は合計 84 人、1 人あたり 1 匹 5 分とあり、計算では 126 匹であるが、

表 1 祖母谷組の材木輸送

村	人数	本数	寸法(寸)	酒料(匁)	酒料/寸法	備考
1 常	6	2	2.11	12.66	6	山より
2 奥与保呂	9	3	4.05	24.3	6	同
3 多門院	5	2	1.49	8.94	6	同
4 溝尻	7	3	3.99	23.94	6	同
5 森	14	7	5.78	34.68	6	同
6 堂奥	9	2	3.4	20.4	6	同
7 濱	11	5	4.43	26.58	6	同
8 行永	20	7	6.19	37.14	6	同
9 上安	10	5	4.24	15.26	3.6	虫より
10 清道	2	1	0.9	3.24	3.6	同
11 天台	2	1	0.78	2.8	3.6	同
12 木下	5	3	3.44	12.38	3.6	—
合計	100	41	40.8	222.3		

出典：天保 12 年 5 月「覚」（木船衛門家文書 14-392）

合計130匁2分と賃金の1.03倍の計算となる。これが先述の祖母谷組への酒料になっており、人足の代銀納の可能性もある。その後、8月5日本谷の木船宛書状には、木船から贈られた菓子に対する札が記される(14-360)。小浜への材木輸送が完了し、人足への酒料に対する札であったと考えられる。

まとめると木船は田辺城下の逸見経由で小浜の木谷から大手橋の御用材輸送(君尾山から田辺)の依頼を受け、組下の村々から人足を集めた。そして、実務は日常材木や薪炭を扱っていた濱村の炭與と遊里村の福傳の取引ルートを利用したと思われる。

この上林と祖母谷組とは、他所稼を通しての交流もあった。弘化5年(1848)2月の濱村他庄屋から代官荒川渡平宛の「奉願口上之覚」(14-98)には、濱村又三郎内弥三郎29歳が、「丹波上林油里村瓦屋仲七方へ参り」とある。屋号通りの瓦製造が不明であるが、他所稼を行っている。また年代不明の他所稼の文書には、木下村宇平・権次郎・小平の3人が、酉2月から12月まで丹波上林君尾山へ木挽稼に行ったとある(14-105)。嘉永2年(1849)2月溝尻村他庄屋から代官今西彦六への文書は、前欠で村名や人名は不明だが「丹波上林君尾山へ参り」とある(14-78)。嘉永2年は酉年なので、木下村3人の君尾山への木挽稼の文書の下書と考えられる。

2. 天保4年丹波水梨・一ノ瀬・辻村と丹後常・木下村の争論

1でみたように上林・君尾山は木材の供給地であり、北隣の祖母谷組の村々が木挽や材木輸送に携わるなど密接な関係を維持していた。しかし一方でこの隣接する山林資源をめぐって争いも起こった。

天保4年(1833)4月、上林水梨・一ノ瀬・辻村(山家藩領)と祖母谷組常・木下村(田辺藩領)の肥草争論が発生した。この一件をまとめた「上林水梨・一ノ瀬・辻三ヶ村常村・木下村肥草争論一件」(14-361)や、関係者の書状・口書(14-362~387)などから経緯を概観したい。まず4月11日木下村作助が上林山に入ったところ、上林の者に衣類を剥ぎ取られた。続いて15日山に艾摘みに来ていた女が上林側に捕えられ、丹波と丹後との山境へ連行され丸裸で晒された。また別の艾取の者が弁当を踏み散らされる事件も発生した。この上林側の行為に対して、常・木下村は理不尽であると抗議し、交渉に来た上林の2人を村預とした。19・21日両村は上林へ行き、村役人と交渉し下済・和談を模索したが難航する。

特に上林側から、17年前の文化13年(1816)与保呂3ヶ村が出した「かさつ不致一札」を提示され、祖母谷側は困惑した。そして今回もこのような一札を差し出すよう上林側から要請があり、この一札を預かり帰村し、つぎのように検証した。

一先年与保呂三ヶ村之一札文言之写取

先月十八日上林三ヶ村於山内ニ若者共狼藉ニ及候処、組内大庄屋へ願出、既ニ難渋ヲ可處組内掛り御役人御挨拶ニ依テ下済被成申候ニ付、自今已後かさつ成義篤と相慎可申候、為後日如件ト見覺候由
文化十三年五月 木下村百姓平兵衛・次右衛門

年寄権助／佐助

庄屋堂奥仲右衛門

常村百姓半左衛門・七左衛門

年寄宅左衛門

庄屋七郎左衛門

堂奥村仲右衛門

行永村助左衛門 奥印

仲右衛門正筆・印も無相違由

(注 / -改行)

木船は一札の内容を写し取り、筆跡や印を確認した。同様の事態が17年前に起こったが、祖母谷側はそれを把握しておらず、上林側に指摘され不利な状況となる。その上、5月3日交渉のため与保呂村へ来村していた水梨村の使2人が夕飯後に失踪し、新たな問題となった。そのため、8日大庄屋・両村役人・百姓が代官役所へ呼出を受け、この一件に関する尋問があった。さらに木船は、同じ大庄屋である上林光野村志馬嘉右衛門と書状を交わし、情報共有、交渉を続けた。

18日には田辺藩の秋田氏が内々に山家藩へ掛合い、木船は19日再び代官所へ呼出を受けた。その後、溝尻村藤左衛門・堂奥村次左衛門が内済取扱を任せ進展し、26日上林側は下済一札と酒料の差し出し、失人の行方の継続調査を要求した。6月6日代官より呼出を受け、今回の酒料3両を済り、公儀御裁許となれば100両200両の大出費になり、また今後領内から丹波山への立ち入りが禁止され子孫が後悔すると諭され、木船に対して組下の村を説得させるよう指示があった。

そして23日、つぎの「下済一札之事」と酒料3両が、木下・常村から一ノ瀬・水梨・辻村へ渡された。

下済一札之事

一貴方三ヶ村御立合之山内へ、去四月当村之者心得違ニ而入込、肥草苅取居候場所へ、其御村之仁御越御差留被成候処、当村之者境目不相弁及争論候始末、殊ニ去ル文化年中ニも右様之義仕、既ニ御願出候も可相成処、当方ヲ仲人ヲ以御挨拶申入下済御承引被下候上、又々此度之次第重々申証無御座候、依之ニ堂奥村・溝尻村両役人を以下済御頼申入候処、格別之御勘弁を以御承引被下置奉存候、然上ハ向後貴方山内江男女子たり共決而立入候義為致間敷候、為後証仍而如件

天保四癸巳年六月廿三日

丹後加佐郡木下村惣代次右衛門判／嘉左衛門同／甚四郎同

年寄与次兵衛同／庄屋平左衛門同

常村惣代宇左衛門同／七郎左衛門同／弥三右衛門同／七左衛門同

年寄伊左衛門同／庄屋半左衛門同

丹波国何鹿郡

一ノ瀬村／水梨村／辻村／御役人中

この「下済一札之事」によると、常・木下村が入った山は一ノ瀬・水梨・辻村の立合、入会山であった。下済となった内容では、両村が肥草苅のため不法侵入し、境目を無視し争論をはじめたことが原因とされた。そして堂奥・溝尻村役人の仲裁により下済となり、今後は男・女・子供であっても入山しないと誓約している。また同様の事態として上林側から指摘された、文化13年の「かさつ不致一札」の仲人の仲裁の先例も組み込まれた。文化期の詳細は不明であるが、今回と同じ両村の狼藉であることから、上林側の主張が文化期に続き採択されたといえる。

この「下済一札之事」によって、7月1日木船から志馬に対して、3ヶ村衆中と熟談が整い、失人は今後も搜索するとの書状を送った。5日代官から2通の「申達」が出された。①常・木下村宛・山家領分との争論は沙汰に及ばないが、以後山へ入り込まぬよう申付、②木船宛・組内村方の丹波山への入り込みは不埒、心得違であり、今後毎年肥草の時節には申し付るよう指示した。14日木船から志馬へ本件が解決し安心、酒肴の御札を記した書状が送られており、本一件は3ヶ月にわたり継続し終了した。

3. 19世紀前期、田辺藩における山林資源政策と規制

この2つの事例から、つぎの点が判明した。まず上林の山林資源は、小浜城下の大手橋の御用材となり、

その輸送を祖母谷組が請け負った。輸送には祖母谷組濱村炭與と上林遊里村福傳が関与し、日常的に材木や薪炭を取引していたことが想定される。輸送以外にも祖母谷組から上林へ木挽稼に行っており、両者間での安定的な利用の実態がうかがえる。

一方で、隣接する両者は山林資源をめぐり争いを引き起こす場合もあった。祖母谷組常・木下村は上林水梨・一ノ瀬・辻村の山内に侵入し艾などを採取したため、上林から報復され、それが両者の争論に発展した。この争論は17年前にも同様の事件が発生していることから、繰り返し発生していたと考えられる。6月6日代官の説得に、公儀御裁許となれば今後丹波山へ立ち入り禁止となり、子孫が後悔するとあり、丹波山=上林山の利用の維持は、祖母谷組、そして田辺藩にとっても重要な案件であった。

田辺藩は、藩直轄の立山、立敷の設置、同時期の江戸藩屋敷の類焼による再建材の搬出など藩の木材利用をはじめ、特に入会山の争論、百姓持山（腰林）の林産物の他領販売規制など、山林資源に関する政策・規制を行った。『舞鶴市史』によると、まず入会山に関して、今田村の8ヶ村入会の青谷肥柴山では、4月20日前後の「鎌ノ口」（山口明き）を待って、一斉に入山し肥草刈りを行ったとある（『舞鶴市史』上近世、814～821頁）。そのため藩は4月に入ると村に対し、肥草刈で「かさつ」な行為、草刈場で争論しないよう指示した。この「かさつ」な行為は、文化13年の上林に対する祖母谷組の狼藉でも禁止されている。

つぎに百姓持山における材木・薪の販売に対して、文化8年に代価の15歩1を銀納させ、その上他領への移送・販売を禁止した。続いて天保12年5月には再度販売を禁止し、難渋による売買は田辺領内において買い上げるとしている。同年の小浜大手橋の材木輸送は、田辺から他領への移送ではなく他領上林からの移送であり、この規制に反することはなかった。言い換えると、田辺藩領内では材木の移送・販売が不可能であったため、小浜の木谷は田辺領を越えて上林・君尾山から購入したとも考えられる。このような田辺藩の文化・天保期の山林資源に対する政策・規制が、同時期の上林と祖母谷組の動向に影響したといえる。

おわりに

以上、天保期の丹波上林と丹後祖母谷組の山林資源利用について、天保12年小浜大手橋の材木輸送、天保4年上林水梨・一ノ瀬・辻村と祖母谷組常・木下村の肥草争論を対象に分析した。そして、その背景と考えられる田辺藩の文化・天保期の山林資源に対する政策・規制について概観した。19世紀前期は、山林資源の利用・確保・管理が変化する時期であったといえる。

これに加えて藩の政策以外に、この時期、田辺藩領内で桐実生産が本格化し、それに端を発した肥草確保による山論も発生する。同じ祖母谷組堂奥村では享和期～天保期に桐実山売買が盛んに行われる（東昇「幕末・明治期の加佐郡・堂奥村における桐実生産」京都府立大学文化遺産叢書11『舞鶴地域の文化遺産と活用』2016年、147～153頁）。嘉永5年（1852）には、堂奥・多門院・溝尻村の入会山において、桐実畑の増加が肥草採取の野山の減少につながり山論に発展した。このように当時重要な換金作物であった桐実生産による領内山林利用の変化=他村・他領への侵入が、上林との争論の背景にあったと指摘できる。今後、木船家文書の調査を進めることで、19世紀前期の祖母谷組の村々の生業、資源利用の実態をあきらかにしていきたい。

表紙の解説

	1 2 3
5 (裏)	4 (表)

- 1 「蘇った文化財に触れ合う会」(2018年11月18日) 二王門解説 横内裕人撮影
- 2 光明寺奉加帳(修理後、巻首) 松鶴堂撮影
- 3 木札調査風景 横内裕人撮影
- 4 光明寺本堂 岸泰子撮影
- 5 上林小学校での授業風景 横内裕人撮影



京都府立大学文化遺産叢書 第20集

綾部地域における文化資源の発掘と継承
君尾山光明寺文化財調査報告 I

発行 京都府立大学文学部歴史学科
〒606-8522 京都市左京区下鴨半木町1-5
発行日 2021年3月30日
印刷 株式会社 谷印刷所